

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評議員会（第 43 回）議事要旨

1 日 時 令和元年 6 月 28 日（金）10：00～12：06

2 場 所 学術総合センター 1112 会議室

3 出席者 大野、鎌田、鬼頭、黒田、高祖、後藤、佐藤、谷口、永里、濱口、藤井、室伏の各評議員

（島田、永田、ビール、細田、モンテ カセム、山極、山本の各評議員は委任状提出）

福田機構長、長谷川理事、湊屋理事、小笠原監事、柴監事、山本研究開発部長、吉川研究開発部主幹、内藤管理部長、佐藤評価事業部長、小谷大学連携・支援部長、中嶋調査役 ほか機構関係者

4 評議員会（第 41 回及び第 42 回）議事要旨について

平成 31 年 3 月 20 日に開催された評議員会（第 41 回）及び書面審議とした第 42 回の議事要旨（案）が確認され、確定版として了承された。

5 議 事

《審議事項》

（1）業務実績等報告書等について

独立行政法人通則法第 32 条の規定により、主務大臣に提出する平成 30 事業年度業務実績等報告書等について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。主な意見は以下のとおり。

（○：評議員●：事務局、以下同）

- 様々な取組を行っているので、自己評価を A 評価としたところ、新しい取組をしたところを整理して説明すると、文部科学省の有識者会議のヒアリングの際には評価につながるのではない。また、学位授与事業に関して、新しい表彰制度を設けた狙いについてもすぐに結果は出なくても、2、3 年後に申請者が増えることを期待して行っているなど、わかりやすく説明されるとよい。
- 今回表彰された方についても、なぜこの方が表彰されたのか外部の人にもわかりやすくすると、この表彰制度が評価すべきものであるということがわかると思う。
- 独立行政法人は、B 評価をつけられることがほとんどであるが、新しいことにチャレンジしたものなどは、きちんと評価されるように変えていきたい。機構自身で A 評価とした項目について、なぜ A 評価にしたのかということをヒアリングの際にしっかり説明され、評価の獲得を目指してほしい。
- 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営に関して、外部有識者の委員に占める割合が出ているが、運営委員会の外部有識者の割合が平成 30 年度は 70% から 58% に落ちているのはどうしてか。

- 機構長の諮問組織として評議員会と運営委員会を設けていたが、業務の適正化を図る中で、平成 30 年度に評議員会は重要事項を審議いただく組織、運営委員会は教員人事や各種委員会の委員選考に関して審議いただく組織というように役割の明確化を図った。運営委員会については機構内の教員の参画を増やすことによって、結果として比率が 58%になっている。
- 委員会ごとに外部有識者の委員に占める割合の目標値はあるのか。
- 中期目標・中期計画において、全体として 80%という目標が指示されている。機構の年度計画でも委員会ごとではなく、全体として 80%以上を目標としており、今回は 90.1%となっている。
- 職員数について、平成 28 年度は非常に人数が多かったが、その後大幅に減少している。組織統合や評価を受審する機関の増減とも関係があるようだが、今後もこのような変動が起きる可能性はあるのか。またその際の雇用形態はどうなるのか。
- 国立大学法人評価の実施年に業務量が相当増え、50 人～60 人の増員を図らなければならない。また、認証評価の実施についても、機構側から実施時期を指定することはできず、受審機関が申請した時期に行うこととなっており、業務量の増減の波への対応は苦慮しているところである。制度上、今後もこの人員数の変動は続いていくことになる。また、業務増の際には人事交流者を多く受け入れて対応するが、人事交流者は出向元の大学の評価業務は行わないこととなっている。
- 書式が決まっているので難しいかもしれないが、人員数については積極的に人を増やさなければならないしかるべき理由があるので、人員の変動が当然であるということが分かるような書き方ができるとよい。
- 別表等で書いていただく方法もあるのではないか。評価を行っている機関の質が担保されているという証明をきちんと行っていただく必要がある。

(2) 平成 30 年度財務諸表等について

独立行政法人通則法第 38 条の規定により、主務大臣に提出する平成 30 年度財務諸表等について審議が行われ、原案どおり承認された。

また、今後修正の必要が生じた場合は、機構長に一任することとされた。

(3) 第 4 期中期目標期間への積立金の繰越について

第 4 期中期目標期間への積立金の繰越について審議が行われ、原案どおり承認された。主な意見は以下のとおり。

- 当期の未処分利益も非常に大きく、国に返還することになるのが財政上非常にもったいないと思われる。大きな金額であるので、計画的に使用する案がなかったのか。
- 機構としても問題意識を持っているが、機構の特徴として実験設備や大きな建物を建てるということが想定されていないので、資金を前倒して投入することがなかなかできない状況である。
- 積立金はそもそも計画があって積立をしているので、それを実行していないということになる。これは非常に問題であると思うので、5 年間のうちに使うような計画をたててほしい。積立の内容は評議員会の承認事項であると思う。
- 周期的なシステムの更新については予定されていることであるので、そのために積み立てておく、または引当金としておくということが可能かどうか検討いただきたい。

- (4) 消費税率改定に伴う認証評価手数料等の改正について
認証評価に関する手数料の改正について審議が行われ、原案どおり承認された。

《報告事項》

- (1) 学位授与事業について
令和元年度学位授与事業の状況について報告があった。
- (2) 評価事業について
令和元年度評価事業の状況について報告があった。
- (3) 質保証連携について
令和元年度質保証連携の状況について報告があった。
- (4) 国立大学の運営基盤強化促進支援事業について
令和元年度の国立大学の運営基盤強化促進支援事業の状況について報告があった。
- (5) 施設費貸付事業及び交付事業について
令和元年度施設費貸付事業及び交付事業の状況について報告があった。

6 その他

次回の評議員会は、案件に応じて別途調整することとし、詳細については、後日事務局より連絡することとされた。

以上